



富山県高岡看護専門学校修学資金

【平成30年度修学生募集要項】

1 目的

学生・保護者の負担軽減と、県西部6市（高岡市、射水市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市）の医療機関等に従事される看護師の安定確保に資するため、修学資金制度を創設しました。

2 対象者

次の各要件にすべて該当することが条件です。

- (1) 富山県高岡看護専門学校に在学している者
- (2) 学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者
- (3) 他の奨学金制度を利用していない者

3 金額等

- (1) 金額 月額 30,000 円
※修学資金は無利息です。（ただし、返還すべき日までに返還しなかった場合は、延滞金が課されます。）
- (2) 対象期間
3年間（富山県高岡看護専門学校の正規の在学期間）
（休学となった場合は貸与が停止し、復学により貸与が再開します。）

4 貸与型と給付型【重要】

この修学資金制度は貸与型と給付型の2種類の方法を設けています。申請を希望される方は、制度の趣旨等を理解し、卒業後の自分の進路を考えてお申し込みください。

1. 貸与型	卒業又は貸与の辞退があった時点から貸与を受けた修学資金の返還が必要となります。 卒業後の居住地や就業先に制限はありません。
2. 給付型	卒業・看護師免許取得後、継続して5年間、県西部6市に居住し、県西部6市の対象施設で看護業務に従事する条件付きの給付制度です。 条件が満たせなかった場合、給付を受けた修学資金の返還が必要となります。

5 申請期間等

(1) 申請期間

平成30年4月11日(水)～5月7日(月)

上記期間内に富山県高岡看護専門学校を經由して高岡市に提出してください。申請時には貸与型、給付型のいずれか、もしくは両方を選択することができます。

(2) 決定時期

6月ごろに決定し、本人および学校に通知します。

6 選考方法について

家計の状況、学業成績等(新1年生の場合、入学試験の成績)に基づき、学識経験者等で構成する「富山県高岡看護専門学校修学資金審査委員会」の審査を経て決定します。

貸与型、給付型の両方を申請された場合の選考は給付型を優先します。

7 修学資金の支払予定時期

7月下旬、9月下旬の2回に分けて、本人名義の口座へ振り込みます。

(2年目からは4月下旬、9月下旬に振り込みます)

8 対象人数(採用枠)

対象人数は予算の範囲内で決定します。

9 連帯保証人

連帯保証人は次の2名が必要です。

- 保護者 1名
- 生計を別にする者 1名

※債務を負担する能力を有し、かつ、60歳以下の者に限る。

10 返還方法

返還期間	3年間
割賦方法	全額一括払い、年賦、半年賦(1、7月)、月賦
延滞金	年7.3%

11 申請書類

〔1〕～〔3〕の書類をそろえて富山県高岡看護専門学校に提出してください。

※〔1〕は、富山県高岡看護専門学校、高岡市役所社会福祉課（高岡市役所1階）で配布します。

また、高岡市社会福祉課ホームページからもダウンロード可能です。

〔1〕 富山県高岡看護専門学校修学資金貸与・給付申請書【様式第1号】

※富山県高岡看護専門学校長検印（職印）が必要です。

※他の奨学金との併用はできません。ただし、併願は可能ですので、他の奨学金制度を利用することとなった場合は、辞退の手続きを行ってください。

※次の事項に該当する場合は、その旨を申請理由欄に記入し、それを証明する書類を添付してください。

- ア 平成29年1月以降の所得に大きな変動がある場合
- イ 世帯に障がいのある人がいる場合（障害者手帳等の写し）
- ウ 長期に療養を要する人がいる場合（療養を証明する書類等）
- エ 主に家計を支えている人が別居している場合（別居に要している経費を証明する書類等）
- オ 1年以内に災害・風水害又は盗難にあった場合（被害を受けたことを証明する書類）

〔2〕 世帯全員の住民票

世帯主及び続柄の表示があるもの

（住民登録のある市町村役場で発行しています）

〔3〕 世帯全員の所得・課税証明書

申請する年の前年度分の所得・課税証明書（所得金額、課税額、所得控除額の内訳等が記載された証明書）

※平成29年度分の所得・課税証明書

（平成28年1月～12月の所得の証明書が必要です。）

（平成29年1月1日の住所地の市町村役場で発行しています。）

※所得がない場合でも非課税証明書を発行してもらってください。

（小中学生など所得のない就学者は必要ありません。）

※平成29年1月以降の所得に大きな変動があった場合は、平成29年分源泉徴収票、確定申告書の写し等も一緒に提出してください。

12 申請書提出先

富山県高岡看護専門学校 事務局

高岡看護専門学校修学資金貸付制度 Q & A

【貸与型・給付型】

①

Q 選考方法の家計の状況、学業成績等とは何が基準になりますか

A 家計の状況は世帯全員の所得証明を提出してもらい、判断します。
また、学業成績は新1年生の場合、入学試験の成績、在校生の場合は入学以降の成績を判定基準とします。

②

Q 辞退、取消となった場合、返還の開始はいつからですか

A 在学中に辞退、取消となった場合は卒業した月の翌月から返還が発生します。

退学で取消となった場合は退学した月の翌月から返還が発生します。

③

Q 入学してすぐに申し込みましたが、選考の結果、対象外になった場合、翌年再度申し込みすることはできますか。

A 申し込み可能です。選考の際には、申請書、世帯全員の住民票と所得・課税証明書を改めて提出してもらい、審査会で決定します。

④

Q 高岡看護専門学校を卒業後、別の大学等に編入することになった場合はどうなりますか

A 貸与型の場合、卒業後に別の大学等で学んでいる期間は、猶予の対象となります。

給付型の場合、卒業後に別の大学等で学んでいる期間は猶予の対象となり、大学等卒業後に5年間の居住と勤務の条件が発生します。

手続きの際は修学資金返還猶予申請書や在学証明書等の提出が必要となります。

⑤

Q 修学資金の貸与を受けていたが学校を退学したので、現在修学資金を返済しています。もう一度再入学を希望しているのですが、入学後に再度修学資金を借りることは出来ますか。

A 最初に借りた修学資金が全額返済済みであれば、再度申請することが可能になります。

【給付型】

⑥

Q 5年間勤務の対象となる医療機関とはどのような施設ですか。

A 下記の医療機関等を対象としています。

- ・病院
- ・診療所
- ・医療型障害児入所施設
- ・独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・居宅サービスを行う事業所
(訪問看護・訪問入浴介護・特定施設入居者生活介護に限る)
- ・地域密着型サービスを行う事業所
(小規模多機能型居宅介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る)
- ・養護老人ホーム
- ・児童福祉施設(助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所、認定こ
ども園・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援
センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設及び児童家庭支
援センター)
- ・幼稚園
- ・特別支援学校
- ・県西部6市(高岡市、射水市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市)で
看護職を必要とする自治体の施設
- ・その他、市長が対象と認める施設

⑦

Q 卒業後に非常勤として勤務した場合も看護業務に従事している取扱いになりますか。

A 常勤、非常勤の制限はありません。ただし、非常勤の場合は、およそ週35時間以上勤務することが対象の条件となります。

⑧

Q 卒業後、就業中に提出が必要な書類は何ですか。

A 卒業後、看護師免許を取得された時は免許証の写しが必要です。
就業中は年に1回(基準日は4月1日)就業証明書の提出が必要になります。
就業証明書には勤務先での証明が必要となりますので、準備をお願いいたします。併せて納税証明書と住民票の添付が必要です。

⑨

Q 給付型を利用し、卒業後、5年間の勤務期間中に産休・育休を取得する場合はどうなりますか。

A 法定期間に定める出産、育児の期間中は5年間の勤務期間に含めます。手続きには戸籍抄本等の提出が必要になります。

⑩

Q 給付型を利用し、卒業後、5年間の勤務期間中に最初に勤務したA病院を退職しましたが、B診療所で勤務することになりました。A病院の退職日からB診療所での雇用開始日まで期間が開いた場合はどうなりますか。

A 就業施設の異動のために看護業務に従事しない期間が生じた場合、その期間が原則3か月以内であれば返還猶予の対象となります。その際はB診療所で証明する就業証明書と変更届出書の提出が必要になります。

⑪

Q 卒業後、5年間の居住、勤務期間内に県西部6市以外に転出した場合や、県西部6市以外の医療機関で勤務した場合、離職・休職した場合など返還義務が発生した際は、いくら返還する必要がありますか。

A 受け取った修学資金の全額を返還する必要があります。返還の一部免除はありませんので、ご注意ください。

【問合せ先】

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市役所 社会福祉課 民生・総務係

TEL：0766（20）1366

FAX：0766（20）1371

E-mail：fukushi@city.takaoka.lg.jp